

お客様各位

平成 30 年 5 月 24 日  
SMBC 日興証券株式会社

ソフトバンクグループ株式会社  
第 53 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）  
に関する信用格付

掲題社債及び社債発行者の信用格付に関し以下の通りお知らせいたします。

債券格付

格付機関	格付
JCR	A-（予定）

発行体格付

格付機関	格付
JCR	A-
S&P	BB+

長期コーポレート・ファミリー・レーティング

格付機関	格付
Moody's	Ba1

本情報は予告または連絡なしに変更される可能性があります。

発行体格付および長期コーポレート・ファミリー・レーティングに関する情報は平成 30 年 5 月 24 日時点において当社が信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。発行体格付およびコーポレート・ファミリー・レーティングの定義等については、次頁以降をご参照ください。

以上

(注)本表内記載の格付に\*が記載されている場合、当該信用格付を付与した者は金融商品取引法第 66 条の 27 の登録を受けておりません。

# 日本格付研究所(JCR)

## コーポレート等の信用格付の種類と記号の定義

### 債務不履行の定義

「債務不履行」とは、金融債務の元金支払が当初約定通りに履行されない状態を指します。これには、債務者について、破産、会社更生、民事再生、特別清算といった法的手続きが申立てられる等、元金支払が当初約定通りに履行されることが不可能と判断される状態も含まれます。

### 長期発行体格付

AAA	債務履行の確実性が最も高い。
AA	債務履行の確実性は非常に高い。
A	債務履行の確実性は高い。
BBB	債務履行の確実性は認められるが、上位等級に比べて、将来債務履行の確実性が低下する可能性がある。
BB	債務履行に当面問題はないが、将来まで確実であるとは言えない。
B	債務履行の確実性に乏しく、懸念される要素がある。
CCC	現在においても不安な要素があり、債務不履行に陥る危険性がある。
CC	債務不履行に陥る危険性が高い。
C	債務不履行に陥る危険性が極めて高い。
LD	一部の債務について約定どおりの債務履行を行っていないが、その他の債務については約定どおりの債務履行を行っているとしてJCRが判断している。
D	実質的にすべての金融債務が債務不履行に陥っているとJCRが判断している。

AA からB までの格付記号には同一等級内での相対的位置を示すものとして、プラス(+)若しくはマイナス(-)の符号による区分を付す。

(a) 長期発行体格付は、債務者(発行体)の債務全体を包括的に捉え、その債務履行能力を比較できるように等級をもって示すものです。

(b) 保険金支払能力に対する格付についても上記記号で表します。

出所：日本格付研究所(JCR)「信用格付の種類と記号の定義」(最終更新日：2014年1月6日)

本資料は、お客様の投資判断のご参考となる情報提供を目的としております。証券投資に関する最終的なご判断はお客様ご自身でなさるようお願い申し上げます。なお、本資料に記載された情報に関しましては、平成30年5月24日に当社が信頼できると判断した情報源から抜粋・作成したものです。その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは各格付機関のホームページをご覧ください。

# 日本格付研究所(JCR)

## 長期個別債務格付

AAA	債務履行の確実性が最も高い。
AA	債務履行の確実性は非常に高い。
A	債務履行の確実性は高い。
BBB	債務履行の確実性は認められるが、上位等級に比べて、将来債務履行の確実性が低下する可能性がある。
BB	債務履行に当面問題はないが、将来まで確実であるとは言えない。
B	債務履行の確実性に乏しく、懸念される要素がある。
CCC	現在においても不安な要素があり、債務不履行に陥る危険性がある。
CC	債務不履行に陥る危険性が高い。
C	債務不履行に陥る危険性が極めて高い。
D	債務不履行に陥っているとJCR が判断している。

AA からB までの格付記号には同一等級内での相対的位置を示すものとして、プラス(+)若しくはマイナス(-)の符号による区分を付す。

- (a) 長期個別債務格付は、期限1年を超える債務が履行される確実性を比較できるように等級をもって示すものです。
- (b) 個別債務格付では、債務が約定どおり履行される確実性を評価した上で、回収可能性の点で他の債務と差異があると判断した場合は、投資家への注意喚起の意味から、発行体格付との間にノッチ差をつけることがあります。
- (c) 長期個別債務格付の対象には、債券、発行プログラム(メディアム・ターム・ノート・プログラム等)等、発行者が負う個別の債務を含みます。
- (d) 優先株等、ハイブリッド証券に対する格付についても上記記号で表します。

出所：日本格付研究所(JCR)「信用格付の種類と記号の定義」(最終更新日：2014年1月6日)

本資料は、お客様の投資判断のご参考となる情報提供を目的としております。証券投資に関する最終的なご判断はお客様ご自身でなさるようお願い申し上げます。なお、本資料に記載された情報に関しましては、平成30年5月24日に当社が信頼できると判断した情報源から抜粋・作成したものです。その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは各格付機関のホームページをご覧ください。

## 長期発行体格付け\*

カテゴリー	定義
AAA	債務者がその金融債務を履行する能力は極めて高い。S&Pの最上位の発行体格付け。
AA	債務者がその金融債務を履行する能力は非常に高く、最上位の格付け(「AAA」と)の差は小さい。
A	債務者がその金融債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、事業環境や経済状況の悪化の影響をやや受けやすい。
BBB	債務者がその金融債務を履行する能力は適切であるが、事業環境や経済状況の悪化によって債務履行能力が低下する可能性がより高い。
BB、B、CCC、CC	「BB」、「B」、「CCC」、「CC」に格付けされた債務者は投機的要素が大きいとみなされる。この中で「BB」は投機的要素が最も小さく、「CC」は投機的要素が最も大きいことを示す。これらの債務者は、ある程度の質と債権者保護の要素を備えている場合もあるが、その効果は、不確実性の高さや事業環境悪化に対する脆弱さに打ち消されてしまう可能性がある。
BB	債務者は短期的にはより低い格付けの債務者ほど脆弱ではないが、高い不確実性や、事業環境、金融情勢、または経済状況の悪化に対する脆弱性を有しており、状況によってはその金融債務を期日通りに履行する能力が不十分となる可能性がある。
B	債務者は現時点ではその金融債務を履行する能力を有しているが、「BB」に格付けされた債務者よりも脆弱である。事業環境、金融情勢、または経済状況が悪化した場合には、債務を履行する能力や意思が損なわれやすい。
CCC	債務者は現時点で脆弱であり、その金融債務の履行は、良好な事業環境、金融情勢、および経済状況に依存している。
CC	債務者は現時点で非常に脆弱である。不履行はまだ発生していないものの、不履行となるまでの期間にかかわらず、S&Pが不履行は事実上確実と予想する場合に「CC」の格付けが用いられる。
R	財務上の問題が理由で規制当局の監督下に置かれている債務者に付与される。規制当局の監督下にある間は、当局が特定の種類の債務について他の債務より支払いを優先させたり、ある債務を履行させて他の債務を履行させない権限を持つことがある。
SD、D	債務者の金融債務の少なくとも一部(格付けの有無を問わない。規制上の自己資本に分類される、あるいは契約条件に認められた形で不払いが生じているハイブリッド証券を除く)が履行されていないことを示す。債務者は、当該債務の支払いが、猶予期間の定めがなければ期日から5営業日以内に、猶予期間の定めがあれば猶予期間内か30暦日以内のいずれか早いほうに行われるとS&Pが判断する場合を除いて、債務不履行とみなされる。「D」は、債務者が全面的に債務不履行に陥り、すべて、または実質的にすべての債務の支払いを期日通り行わないとS&Pが判断する場合に付与される。「SD(Selective Default: 選択的債務不履行)」は、債務者がある特定の債務または特定の種類の債務を選択して不履行としたものの、その他の債務については期日通りに支払いを継続するとS&Pが判断する場合に付与される。債務者が経営難に伴う債務交換(ディストレスト・エクステンジ)を実施した場合も、債務者の格付けは「D」あるいは「SD」に引き下げられる。

\* 「AA」から「CCC」までの格付けには、プラス記号またはマイナス記号が付されることがあり、それぞれ、各格付けカテゴリーの中で相対的な強さを表す。

## 発行体格付け

S&Pの発行体格付けは、債務者の総合的な信用力についてのフォワードルッキングな意見を示すものである。発行体格付けは、金融債務を期日通りに履行する債務者の能力と意思とに焦点を当てたものである。発行体格付けは、債務の種類や条件、倒産や清算の際の順位付け、法律上の優先的な地位、合法性や強制力は勘案しておらず、個々の金融債務に対するものではない。

会社格付けとソブリン格付けはいずれも発行体格付けである。

発行体格付けには長期と短期がある。

## 自国通貨建て格付けと外貨建て格付け

S&Pは、外貨建てと自国通貨建ての発行体格付けを区別している。債務者の債務履行能力が、自国通貨建て債務と外貨建て債務とで異なる場合には、その外貨建て格付けは自国通貨建て格付けと異なる水準となる。

出所: S&P 「S&Pの格付け定義等」(2018年4月24日)

# ムーディーズ (Moody's)

## 長期格付

Aaa	信用力が最も高いと判断され、信用リスクが最低水準にある債務に対する格付。
Aa	信用力が高いと判断され、信用リスクが極めて低い債務に対する格付。
A	中級の上位と判断され、信用リスクが低い債務に対する格付。
Baa	中級と判断され、信用リスクが中程度であるがゆえ、一定の投機的な要素を含みうる債務に対する格付。
Ba	投機的と判断され、相当の信用リスクがある債務に対する格付。
B	投機的とみなされ、信用リスクが高いと判断される債務に対する格付。
Caa	投機的で安全性が低いとみなされ、信用リスクが極めて高い債務に対する格付。
Ca	非常に投機的であり、デフォルトに陥っているか、あるいはそれに近い状態にあるが、一定の元金の回収が見込める債務に対する格付。
C	最も格付が低く、通常、デフォルトに陥っており、元金の回収の見込みも極めて薄い債務に対する格付。

注：ムーディーズはAaからCaaまでの格付に、1、2、3という数字付加記号を加えている。1は、債務が文字格付のカテゴリーで上位に位置することを示し、2は中位、3は下位にあることを示す。また、“(hyb)”のインディケータは、銀行、保険会社、ファイナンス・カンパニー、証券会社が発行したハイブリッド証券の全ての格付に付与される\*。

\*ハイブリッド証券には、予定された配当、利息、または元本の支払停止を容認する条項が付帯されている。したがって、そのような支払停止が発生した場合、経済的損害(インペアメント)が発生する可能性がある。また、ハイブリッド証券は契約上、元本を減額することも可能であり、これによってインペアメントが発生する可能性もある。ハイブリッド証券に対する長期債務格付と付加記号は、このような証券に付随する相対的な信用リスクを示す指標である。

## コーポレート・ファミリー・レーティング

ムーディーズのコーポレート・ファミリー・レーティング(CFR)は、あるコーポレート・ファミリーが約定通りに支払を履行しない可能性、及びデフォルト時に被ると予想される金銭損失を反映する、長期格付である。CFRは、コーポレート・ファミリーが単一クラスの債務をもち、かつ連結された単体の法的組織であると仮定して付与される。CFRは、一般的には投機的等級の発行体に用いられるが、投資適格の債務者に付与されることもある。CFRは通常、付与される発行体の経営支配下にある全ての関連会社に適用される。金融機関もしくはその他の複合事業体の場合、グループが完全な経営支配力を行使しないまでも、グループ内でのサポートあるいは個々のグループメンバー間の連携が強固なため、グループまたは連合体に対しての格付が正当となりうる場合には、そのようなグループまたは連合体に対して格付を付与する。CFRは、特定の債務または債務クラスに対するものではない。従って債務の支払順位を反映するものでもない。

## ムーディーズの格付

ムーディーズのグローバル・スケールで付与された長期ならびに短期の格付は、事業会社、金融機関、資産証券化商品の発行体、プロジェクト・ファイナンスの発行体及び公共セクターの事業体が発行した債務の、相対的な信用リスクに関する今後を展望した意見である。長期格付は、発行体、もしくは当初の満期が1年以上の債務に付与され、約定通りに支払が履行されない可能性と、デフォルト発生時に被ることが予想される金銭損失の双方を反映する。短期格付は、当初の満期が13ヶ月を超えない債務に付与され、約定通りに支払が履行されない可能性と、デフォルト発生時に被ることが予想される金銭損失の双方を反映する。

ムーディーズは、グローバル・スケールで資産証券化商品に付与する格付については、その全てのストラクチャード・ファイナンス格付に(sf)を付加することによって、ファンダメンタルの格付(事業会社、金融機関及び公共セクターの事業体に対する格付)と区別する。資産証券化商品の格付に(sf)を付加したことにより、同水準の記号を用いる資産証券化商品とファンダメンタルの格付が、同様に推移するという想定は払拭される。資産証券化商品の(sf)のインディケータは、インディケータの有無を別にすれば同水準となる格付を付与されている資産証券化商品ならびにファンダメンタルの証券のリスク特性は異なることを示唆している。しかしながらムーディーズは、現行の格付手法を通じて、資産証券化商品の格付もファンダメンタルの格付も、長期の尺度で見れば概して同等のパフォーマンスを達成することを期待している。

出所：ムーディーズ・ジャパン 「ムーディーズ・ジャパン株式会社 格付記号と定義」(July 2017)

本資料は、お客様の投資判断のご参考となる情報提供を目的としております。証券投資に関する最終的なご判断はお客様ご自身でなさるようお願い申し上げます。なお、本資料に記載された情報に関しましては、平成30年5月24日に当社が信頼できると判断した情報源から抜粋・作成したものです。その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは各格付機関のホームページをご覧ください。

# 金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

## ◆手数料等について

SMB C日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

## ◆リスク等について

各商品等には株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。

なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。

また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。

上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。

## ◆商号等

SMB C日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号

## ◆加入協会

日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(平成29年2月1日現在)